

令和6年度郡山市指定障害福祉サービス事業者等指導方針

I 基本方針

1 指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対する指導については、厚生労働省及びこども家庭庁から示されている「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号他）、「郡山市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱（平成24年6月1日施行、令和6年4月1日改正）等に基づき実施する。

2 障がい者（児）が地域で自分らしく生活するためには、事業者等の適正な運営を確保するとともに、事業者等が自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの一層の質の向上を図り、利用者本位の質の高いサービスを提供することが求められている。

そのため、事業者等は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をはじめ、関係法令等を遵守し適切なサービスの提供を行うことが必要である。

また、自立支援給付費等の算定に関し、事業者等は各種加算減算の要件や人員基準等を満たした上で、自立支援給付等に係る費用の額を適正に算定し、請求することが求められる。

さらに、全国的に流行した新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類へと移行されたものの、引き続き慎重な対策が求められていることに加え、地球規模の気候変動により自然災害も多発していることから、利用者の安全確保についても一層の徹底が求められている。

このような状況を踏まえ、令和5年度の実地指導において指摘が多かった事項及び令和6年度の障害福祉サービス費等の報酬改定等の周知徹底を目的とし、今年度においては、事業運営の適正化、利用者保護及びサービスの質の確保の観点から、集団指導及び着眼事項に重点を置いた運営指導を実施することで、事業者等の運営の適正化を図る。

II 重点着眼事項

1 集団指導

(1) 市内の事業者等を対象とした指導

ア 事業者等の円滑なサービスの提供に向け、事業者等から寄せられる制度・報酬改定に関する質問等及び厚生労働省及びこども家庭庁から発出される各種通知をより一層懇切丁寧に説明し、事業者等の支援を図る。

イ 個別支援計画作成を含む「障害福祉サービス利用手続の一連のプロセス」の必要性等、指導、監査を行った際の指摘事項の原因を分析し、不適正事案の発生の未然防止及び事業所運営の適正化を図る。

2 運営指導

(1) サービス提供の記録及び適正な手続の実施

事業者等が提供したサービスの記録状況とともに、利用者の確認が正しく得られているか確認を行う。また、サービス提供する上で各関係機関への届出などの手続が適正に行われているか併せて確認する。

(2) 個別支援計画作成を含む「障害福祉サービス利用手続の一連のプロセス」

サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、個別支援計画等が利用者の個々の状況に応じて作成されるとともに、見直しが図られる等、一連のプロセスが適正に行われているかを確認し、その適正化を図る。

(3) 自立支援給付等に係る費用の額の算定の適正化

自立支援給付等に係る費用の額を適正に算定・請求されているかを確認し、その適正化を図る。特に、令和6年4月の障害福祉サービス費等の報酬改定に伴う給付費等が適正に算定・請求されているかを重点的に確認する。

(4) 運営規程及び重要事項説明書の適正化

運営規程及び重要事項説明書に条例上記載を要する事項について、適正かつ漏れなく記載されているかを確認する。

(5) 虐待防止及び権利擁護

虐待防止に係る措置実施や身体拘束の廃止など、利用者の虐待防止及び権利擁護のために、条例上必要とされる措置が講じられているかを確認し、その適正化を図る。

(6) 人員基準、勤務体制の確保等

職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか、事業者間の兼務関係等が明確にされているかを確認する。

また、職場のハラスメント対策（職員及び利用者・家族等によるもの）について、方針の明確化、相談体制の整備等が図られているか確認する。

(7) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の予防並びに発生及びまん延防止の取組や条例上必要とされる措置、また、新興感染症の発生時における医療機関との連携強化等必要とされる措置が講じられているかを確認し、その適正化を図る。

(8) 非常災害対策

非常災害には火災だけでなく、地震、水害、土砂災害等の自然災害が含まれることから、災害の態様ごとに具体的な計画を作成するとともに、関係機関への通報・連絡体制の確保、消防計画に定めた訓練を地域住民の参加が得られるよう連携を図り実施しているか等を確認し、その適正化を図る。

(9) 業務継続の取組

感染症や災害が発生した場合に備え、必要な障害福祉サービスの継続的な提供及び早期の業務再開を図るための体制が構築されているかを確認する。

(10) 障がい児の安全確保

障がい児の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じているかを確認する。

また、自動車を運行する場合の所在確認を実施しているか等を確認し、その適正化を図る。

(11) 情報公表の徹底

全サービスにおける利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システムへの報告が随時なされているかを確認する。

3 運営指導における措置

改善対応が必要とされる事項が認められた場合は、口頭又は文書により改善を求め、文書により改善を求めた事項に係る改善結果は書面での報告を求める。また、報酬請求について過誤があると認められた場合にあっては、自主点検の上、自主的な返還を行うよう指導する。

なお、運営指導中や運営指導後に著しい運営基準違反や報酬請求の誤りがあると判断された場合及び虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている又はその疑いがあると認められる場合において、事実関係を明確にし、公正かつ適切な措置をとるため、監査を行う場合がある。